

# 税務ポイント

## (会社の税務 よろず相談室<sup>196</sup>) 法人税 その61

### 令和6年度税制改正 交際費等の損金不算入制度について

Q. 令和6年度税制改正における交際費等の損金不算入制度の見直しの概要を教えてください。また、対象となる飲食費の定義や適用要件に見直しは行われましたか？

A. 令和6年度税制改正では、交際費等の損金不算入制度について、次の見直しが行われました。

- ① 交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準が1人当たり1万円以下に上げられました。(令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用)
- ② 接待飲食費の50%損金算入特例と中小企業の定額控除限度額(年800万円)の特例の適用期限が3年延長されました。(令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用)

接待飲食費の50%損金算入特例は、資本金100億円以下の法人等が支出する交際費等の額のうち、接待飲食費の50%相当額以下の金額を損金算入できるものです。帳簿書類に飲食等のあった年月日などを記載しておくことが必要となります。

中小企業の定額控除限度額(年800万円)の特例とは、資本金1億円以下の法人の支出する交際費等の額のうち、定額控除限度額(年800万円)以下の金額を損金算入できるものです。※表1

対象となる飲食費の定義は「飲食その他これに類する行為(以下「飲食等」といいます。)のために要する費用(専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。)であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が10,000円以下である費用」で、次の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。

#### 〈書類への記載事項〉

- (1) 飲食等のあった年月日
- (2) 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係
- (3) 飲食等に参加した者の数
- (4) その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地(店舗がない等の理由で名称または所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名または名称、住所等)
- (5) その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項

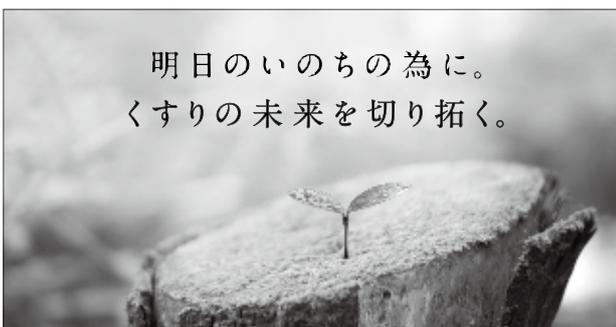
以上、従業員等への周知も踏まえ、国税庁HPタックスアンサーNo.5265等を参照して飲食費の範囲や適用要件について、改めて確認してください。

(税制委員会: 忠地祐一、杉山良一、草間俊文 グループ稿)  
(監修: 関東信越税理士会 松本支部)

※表1

	改正前	改正後
交際費等から除外される飲食費等(1人当たり)	5,000円以下	10,000円以下
接待飲食費に係る損金算入の特例	接待飲食費の50%が損金算入	3年延長
中小法人に係る損金算入の特例	① 飲食費等の50%の金額 または ② 交際費のうち、800万円に該当する事業年度月数を乗じ、これを12で除して計算した金額	3年延長

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで



明日のいのちの為に。  
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、  
創薬研究開発型企業です。

**KISSEI**  
キッセイ薬品工業株式会社  
本社: 松本市芳野19番48号